

明石市

緑の基本計画

(概要版)

明石市

I 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、本市域の「緑地の保全」や「緑化の推進」などを総合的に実施するために、都市緑地法（第4条）に基づいて策定する緑に関する総合計画です。

II 計画改定の背景と目的

本市では、平成11年に策定した「明石市緑の基本計画」をもとに、「緑地の保全」や「緑化の推進」などに取組んできました。しかし、策定時の状況から、自然環境や社会情勢等が変化しており、また、緑を取り巻く法律の改正や、本市の関連計画が改定されていること等から、前回の計画を抜本的に見直す必要が生じ、新たな計画を策定することになりました。

III 本計画における緑の定義

本計画が対象とする「緑」とは、樹林・樹木・草地といった植物の緑のほかにも、ため池・河川・海岸といった水辺、田畑・果樹園といった農地、運動グラウンドや空き地といった土や石で覆われた土地など、広い意味で自然的環境を有する土地や空間を指します。



植物（樹林、樹木、草地など）



水辺（ため池、河川、海岸など）



農地（田畑、果樹園など）



土や石で覆われた土地
（運動グラウンド、空き地など）

IV 都市における緑の効果・効用

都市における緑は、以下にあげる4つの機能から、人々の豊かな暮らしを支えます。



都市環境保全機能

- ・地球温暖化の防止
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・大気の浄化等の環境改善
- ・生物の生息環境の保全 など



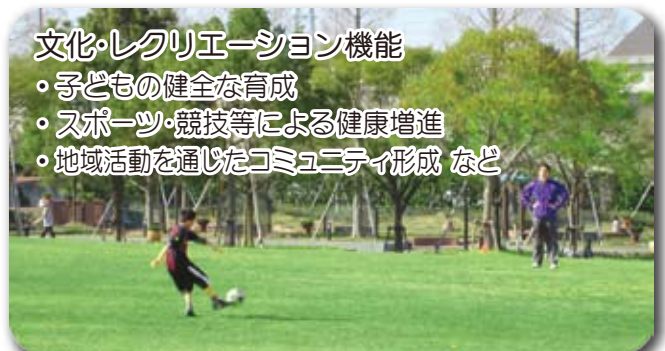
防災機能

- ・災害時の避難地・避難路
- ・救援・復旧活動拠点
- ・延焼防止
- ・地下浸透による洪水調整機能 など



景観形成機能

- ・四季の移ろいを感じる生活環境の創出
- ・郷土への愛着 など



文化・レクリエーション機能

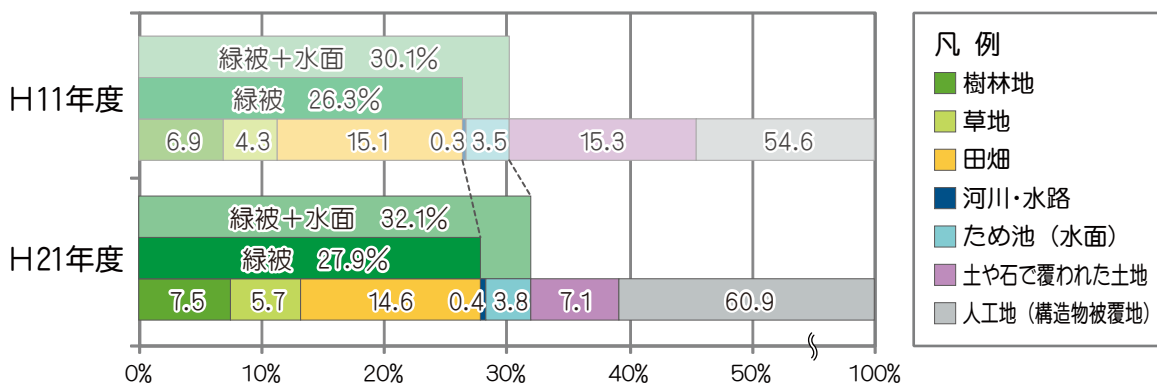
- ・子どもの健全な育成
- ・スポーツ・競技等による健康増進
- ・地域活動を通じたコミュニティ形成 など



明石市の緑の推移

市域の緑被状況

市域の緑被は、10年前と比べてみると、1.6ポイント増加しました。個別にみると、田畑は0.5ポイント減少しましたが、樹林地は0.6ポイント、草地は1.4ポイント増加しています。

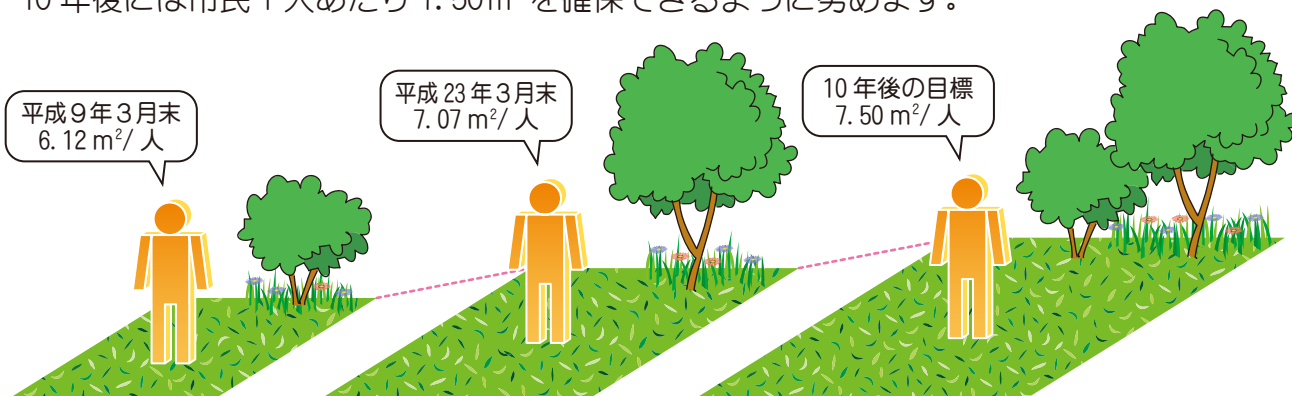


※ グラフ中の数値は、小数点以下第2位を四捨五入して集計しているため、各要素の和と合計値が異なる場合があります。

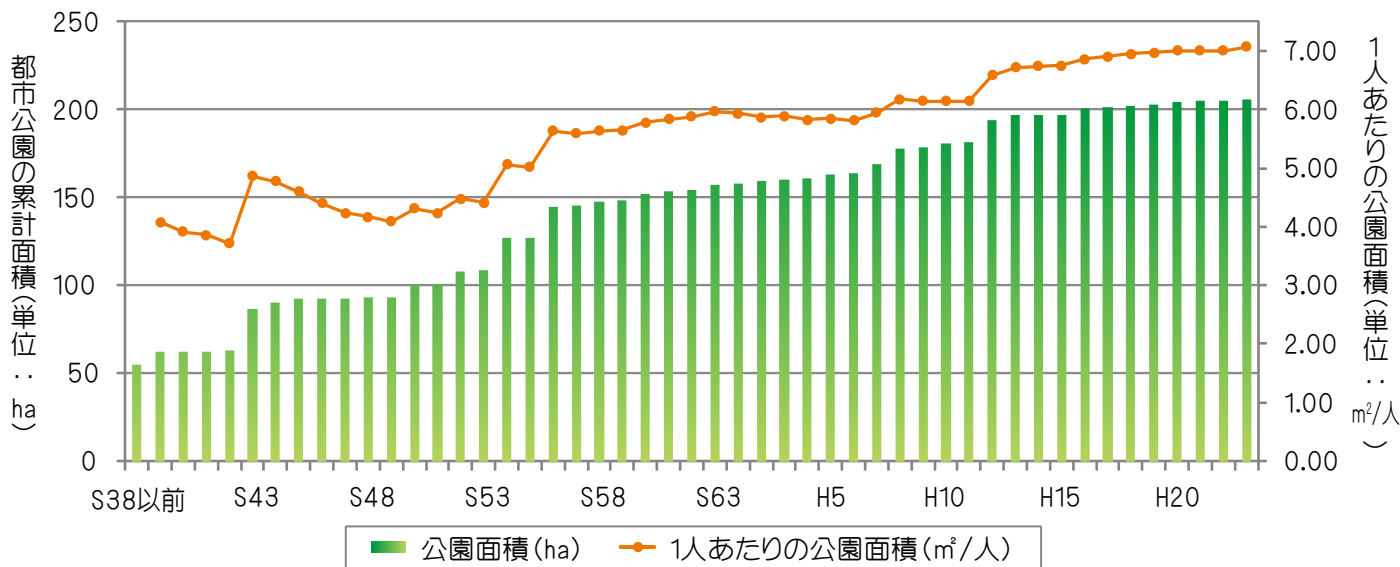
市域の緑被状況の推移

公園の整備状況

公園については、毎年順次整備を行い、面積は増加しています。これに伴い、1人あたりの公園面積も増加し、現在は市民1人あたり7.07m²を確保しています。公園は、今後も整備を推進し、10年後には市民1人あたり7.50m²を確保できるように努めます。



公園の整備状況と10年後の目標



公園の整備状況の推移

VI 緑に関わるまちづくりの課題

上位計画である「明石市第5次長期総合計画」などの整理から、以下の6つの緑に関わるまちづくりの課題が抽出されます。

① 安全・安心のまちづくり



防災訓練の様子（明石海浜公園）

② にぎわい・活気あるまちづくり



ひょうごまちなみガーデンショーのイベント（明石公園）

③ 自然・歴史・文化とこれらの景観を活かした個性あるまちづくり



住吉公園（住吉神社）

④ あらゆる世代を健やかに育むまちづくり



園庭の芝生でお弁当（松が丘幼稚園）

⑤ 自立した地域コミュニティの形成を促すまちづくり



公園愛護会の活動（藤江2号公園）

⑥ 環境と調和した持続可能なまちづくり



生物の生息するため池（八十島池）

VII 課題を解決するための目標

上記で整理した本市の緑に関わるまちづくりの課題に対して、前述の「緑の効果・効用」を活かして、以下の8つの具体的な取組みを実施することにより、課題の解決を図ります。

都市環境保全



温暖化防止

- ・ クールスポットの創出
- ・ CO₂ 吸収量の増加
- ・ ヒートアイランド現象の緩和



生物多様性の保全

- ・ 生物の生息・生育空間の増加
- ・ 生物多様性を豊かにする

防災



避難安全性の確保

- ・ 防災施設に至るための主要道の緑化
- ・ 災害時の延焼防止
- ・ 避難地・避難路の確保
- ・ 防災活動・復旧拠点の確保



浸水被害の軽減

- ・ ゲリラ豪雨等への対応
- ・ 浸透区域の確保
- ・ 雨水一時貯留施設の確保

景観形成



まちの活性化・郷土愛の醸成

- ・ 明石らしさを感じる景観形成
- ・ 明石にふさわしい樹木による緑化
- ・ 市民の愛着心の醸成
- ・ 来訪者数の増加への貢献

文化・レクリエーション



いきいきと過ごすための場づくり

- ・ 居住地から歩いて行ける運動の場づくり



次世代の育成の場づくり

- ・ 各小学校区に1箇所以上の食育・環境体験学習の場づくり



地域活動の場づくり

- ・ 各コミュニティ区に1箇所以上の活動の場を確保

時とともに豊かに育む緑 人、生きもの、まち

IX 緑の施策方針図



明石を貫く西国街道



明石の里山（金ヶ崎公園）



郊外に残る農地（松陰新田）



ため池に生育するオニバス



まちを彩るゆりのき通の街路樹



緑の施策方針 凡例

《ハード整備による緑の確保》

- 街路樹の整備（平成 32 年度までに実施）
- - - 街路樹の整備（長期的な将来計画）
- 街路樹の保全・更新
- 街路樹、散策道整備（河川敷植栽、散策道等の整備）
- 自転車道づくり（浜の散歩道・播磨サイクリングロード等の活用）
- 歴史の散策道づくり（西国街道の緑化や休憩スポットの整備）
- ☼ 校庭芝生化事業の推進
- ☼ 新規公園緑地の整備（都市公園整備）
- 公園の雨水一時貯留施設としての活用・整備（既設公園の改修）
- ため池の雨水一時貯留施設としての活用・整備（既存ため池の改修）
- 眺望の拠点（明石海峡大橋の見える公園としての施設整備）

《ソフト対策による緑の確保》

- 緑化地域制度の導入（屋上・壁面・駐車場緑化等の推進）
- 生産緑地制度の導入
- 農業振興地域・農用地区域の継続的保全と活用の推進
- 里山・樹林の継続的保全の推進
- 緑化重点地区の導入の検討
- 地域活動の推進（活動拠点公園）
- ▲ 市民農園の拠点（既設市民農園の維持継続と他地域への展開促進）
- 緑地協定締結推進の拠点（他地域への展開促進）
- オープンガーデン推進の拠点（情報発信、指導等による他地域への展開促進）



緑豊かな明石公園



明石のシンボル「天文科学館」



東西に長い明石の海岸線



多くの人でにぎわう大海海岸



明石海峡大橋の眺望





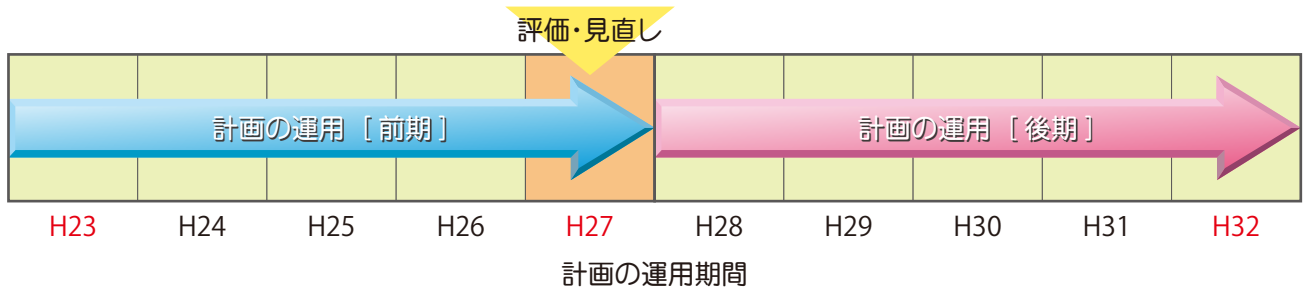
X 計画推進のための主な施策プログラム

本市の「緑に関わるまちづくりの課題」の解決に向けて、8つの具体的な取組みから、以下に示す施策プログラム（抜粋）を実施することにより計画の推進を図ります。

都市環境保全	温暖化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の少ない地域におけるクールスポット（屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・民有地緑化・工場緑化等）の創出 ・ 親水公園の整備等によるため池の保全 ・ エノキなどの大気浄化能力の高い樹木による緑化の推進 ・ 市街化区域内の農地を保全するための生産緑地制度の導入 	
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水と緑のネットワークを構築するための街路樹の保全・更新・整備 ・ 樹林地、農地、ため池、河川、海岸の継続的保全 ・ 外来種の排除と地域性種苗の活用促進 ・ 生物多様性に配慮した植栽マニュアルの作成 	
防災	避難安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の確保や延焼防止のための主要道における街路樹の保全・更新・整備の推進 ・ 公園等における防災東屋やかまどベンチ等の防災ファニチャーの整備の推進 ・ カシ類やシイ類等の防火性の高い樹木による緑化の推進 	
	浸水被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水が想定されている区域に位置する都市公園やため池における雨水一時貯留施設の整備 ・ 公園のリニューアルに合わせた透水性舗装や浸透側溝等の整備 ・ 氾濫が懸念される河川上流域の森林・農地の継続的保全 	
景観形成	まちの活性化 郷土愛の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西国街道とその周辺の地域資源を活用した歴史の散策道づくり ・ 駅前・商店街等における緑化の推進 ・ オープンガーデンの他地域への展開 ・ 樹木の自然樹形に配慮した街路樹等の維持管理 ・ 生垣による緑化やその剪定、保護樹木等の制度の拡充・助成の実施 	
文化・レクリエーション	生き生きと過ごすための場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩圏における運動の場（都市公園等）の整備 ・ 公園施設長寿命化計画に基づく公園リニューアルの実施 ・ 市民農園の開設促進 ・ 浜の散歩道等を活用した自転車道づくり ・ 多様な利用者に配慮したバリアフリー等の推進 	
	次世代の育成の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育・環境体験学習の場づくりの推進 ・ 学校園庭の芝生化の推進 ・ コーディネーター等の人材育成とその配置 ・ 緑地の保全や緑化の推進に関する情報発信（花と緑の学習園の機能の充実） 	
	地域活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ アダプトプログラム（駅前・道路・公園）の場の確保・結成促進 ・ 公園愛護会の結成促進と情報共有・情報発信等による活動の拡充・連携 ・ 菊花展覧会やひょうごまちなみガーデンショー等の発展 ・ 市民花壇の発展 	

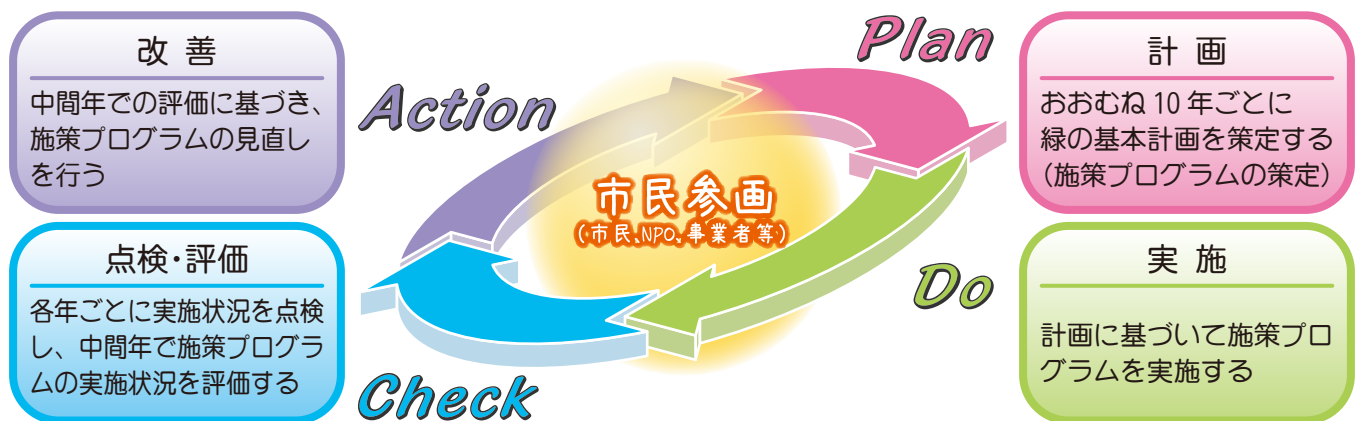
XI 計画期間

本計画の運用期間は、平成 23(2011) 年度から平成 32(2020) 年度の 10 年間です。計画の運用にあたっては、各年ごとに計画の進行状況の点検を行い、中間年にあたる平成 27(2015) 年度には、運用状況の評価を行い、施策プログラムの内容の改善を図ります。



XII 計画の円滑な運用に向けて

施策プログラムの運用にあたっては、市民やNPO、事業者等の皆様のご参画を基本とし、PDCAサイクル（計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)）の考え方を導入して、計画の継続的な改善を目指します。



計画の円滑な運用に向けたPDCAサイクル

